

第 10 回教育委員会

平成 30 年 4 月 24 日
午後 3 時 30 分
本庁舎地下 1 階第 11 共通会議室

議 案

議案第 47 号

大正区の就学制度の方針の変更について

大正区の学校選択制における制度内容の改正について

1 改正する制度

[現行（平成 27 年 4 月～）]

小学校について「隣接区域選択制」を導入

[改正（平成 31 年 4 月～）]

小学校について「自由選択制」に変更

2 改正時期

平成 31 年 4 月

3 改正理由

(1) 本旨

実施区保護者アンケート、区民意識調査において、小学校における学校選択制の選択範囲について変更を求める声が複数見られ、子どもと親が決断したことは尊重し、選択の自由の拡大を図るとともに、学校選択制をシンプル化して、保護者、あるいは児童にわかりやすくすることが重要であることに鑑み、平成 31 年度入学予定児童から「自由選択制」に改正する。

(2) 自由選択制を導入する理由

大正区では平成 27 年度入学者から学校選択制を導入しており、小学校に関しては隣接区域選択制を採用してきた。通学区域外の学校を選択した児童は平成 27 年度入学生 4.7%→平成 28 年度入学生 8.4%→平成 29 年度入学生 9.4%→平成 30 年度入学生 14.8%と推移し合計 177 名に上っている。

これまで通学距離の問題、保護者の就業場所の問題など様々な理由により学校選択制の活用が図られて来たところであるが、少数ながら選択範囲の制限をかけていることにより学校選択制の利用をあきらめた保護者、児童が存在している。

学校選択制の根本の趣旨に立ち返れば、理由如何に関わらず、「入学先を選ぶ」ということは、非常に大切なことであり、これは一市民、一個人の重要な権利である。

しかしながら、「隣接区域選択制」では、入学予定児童の選択権を最大限に保障していると言えず、選択時の制限をできる限り取り払う必要があることから、平成 31 年度より小学校の学校選択制を「自由選択制」とすることとした。

なお、これまでの4年間制度を運用し、学校選択制度で危惧される通学の安全面については、学校、地域による見守り活動や区職員による安全パトロールなどの体制を整備するとともに、保護者へ通学時の児童の安全確保については、あくまでも保護者の責任になる旨を、様々な機会を通じて発信してきたことから、保護者の意識にも浸透してきているものと考えているところであるが、安心して子どもが通学できるよう、さらに学校、地域による見守り活動との連携を強化していかなければならないと考えている。

4 改正に関する経過等

- ・区PTA定例会 平成30年3月12日
- ・教育行政連絡会・小学校校長会 平成30年3月12日
- ・大正区総合教育会議 平成30年3月14日

(主な意見)

- ・通学校が遠くなるほど安全に通学できるか心配。(PTA)
- ・選択できる学校が多くなることは良いことだと思う。(PTA)
- ・通学時の責任の所在について不明確であり、学校で対応するのは負担感がある。(学校)
- ・制度を活用し、学校活性化を図ってほしい。(会議委員)

大正区の就学制度改善の方針

① 学校選択制について

- 小学校 「自由選択制」
- 中学校 「自由選択制」

② 実施時期について

- ・平成 31 年 4 月

③ 基本内容

(a) 選択の機会・対象者

- ・選択の機会は、小中学校に入学する際の 1 回のみ。
- ・対象者は、翌年度、小中学校に入学予定の区内在住者。
- ・入学後、進級時等で、学校を選択することはできない。
- ・転入者は、選択範囲の学校の中から、受け入れに余裕のある学校を選択できる。
ただし、通学区域内の児童生徒だけで教室不足になる可能性があり、受け入れができない学校は選択できない。

(b) 選択できる範囲

- ・大正区内での学校選択とする。
- ・通学区域は残し、通学区域内に居住する児童・生徒は、必ず通学区域の学校に就学できるものとする。

(c) 各学校の受け入れ

- ・学校の教室数には限りがあるため、通学区域外からの児童生徒の受け入れが可能な学校を対象に受け入れを実施する。
- ・学校選択による生徒数の増加を理由とした校舎の増築等の対応は、原則として行わない。
- ・通学区域内に居住する児童生徒だけで教室不足となる可能性が高い学校については受け入れ制限を行う。
- ・収容対策上、通学区域外から受け入れできない学校については、毎年度、各学校の受け入れ人数、学級数とあわせて公表する。

- ・受け入れ可能な学級数は、必ず入学を保障する通学区域内の就学予定の児童生徒の学級数に1学級分の増加を上限とする。

(d) 学校選択の希望調査

- ・希望順位については、第2希望まで複数校を希望できるようにする。
- ・毎年秋頃、翌年度入学予定者全員に、「学校案内」、学校希望調査票を送付する。
- ・学校選択の希望調査票は、定められた期間内に、通学区域内の学校を希望する場合も含めて全員、提出する。
- ・希望調査の結果は、ホームページ等で公表する。
- ・1週間程度の希望変更期間を設け、変更を受け付ける。変更申請を加えた希望調査の結果をホームページで公表する。

(e) 抽選

- ・選択希望者が多く、各学校の受け入れ可能人数を超える場合は、通学区域内の児童生徒は、必ず就学できることとし、通学区域以外からの希望者を対象として、公開抽選により、入学者を決定する。

(f) 選択における優先

- ・「きょうだい」「通学距離」「進学中学」については、抽選における優先事項とし、児童・生徒の実情にきめ細かく対応していきたい。
ただし、入学を必ず保障するものではない。

a きょうだい関係

- ・選択した通学区域外の学校に兄や姉が在学する弟や妹については、抽選において優先扱いとする。

b 自宅からの距離

- ・自宅から最も近い通学区域外の学校を希望する場合は、抽選において優先扱いとする。

c 進学中学校

- ・小学校への入学時に進学中学校の異なる通学区域外の小学校を選択した場合、中学校進学時には、就学した小学校の進学中学校を希望する場合は、抽選において優先扱いとする。

(g)通学

- ・小中学校ともに原則徒歩で、自転車の利用は禁止する。
- ・例外的に公共交通機関の利用を認める場合はあるが費用は保護者負担とする。

(h)制度の公正・公平な運用の確保

- ・他都市では、希望校の通学区域に居住するなど、優先扱いであれば、無抽選で就学できることから、生活実態のない住所地に住民登録を行うケースが生じており、学校選択制の公平・公正な運用を確保するため、職員が生活実態調査（実地調査）を行っている。虚偽の住民登録により住所を偽って入学したことが判明した場合、入学後でも転校を求めると注意喚起を行っている。
- ・大正区においても、現在、適正就学の取組を行っており、今後、学校選択制を実施した場合でも、他都市と同様の事例が生じることも想定されることから、制度の公平・公正な運用を確保するため、引き続き適正就学の取組を行っていく。
- ・大正区では、これまでより様々な人権課題について正しい理解と認識をもって行動していただけるよう、啓発等の取組を行っており、今後も引き続き取り組む。

(i)課題と対応

- | | |
|---|----------------------|
| a | 通学区域外から通学する児童生徒の安全確保 |
| b | 学校と地域との関係の整合性 |
| c | 学校の施設収容面での制約 等 |

a 通学区域外から通学する児童生徒の安全確保

- ・大正区では、ほとんどの地域でPTAや地域の方が、児童の登下校の見守り活動に取り組んでおり、学校選択制を実施した場合でも、引き続き見守り活動は必要である。
- ・指定外就学により通学区域外の学校に通う児童生徒の場合も、保護者責任を明確にし、通学区域外から通学区域内の集団登校の集合場所までは、保護者が付き添って連れてくるなど、工夫をして対応しており、学校選択制の場合も、同様の対応ができるのではないかと考える。
- ・通学区域外の学校を選んだ場合、通学は保護者責任であることを保護者が了解したうえで、卒業までの通学負担も考慮して、学校を選択してもらうよう

周知に努める。

b 学校と地域との関係の整合性

- ・小学校区は、地域の自治組織の境界とほとんど一致している。また、学校は、地域コミュニティの核であり、地域の方の交流の場であり、防災の拠点施設でもある。
- ・保護者は、学校選択制の実施に関わらず、地域の取組等への参加意識が希薄になっていると考えられるので、保護者に対して、地域活動やPTA活動への参加を促す。
- ・学校選択制を実施した場合、学校と地域との関係について、どのように整合性をとるのか、また従来の通学区域を越えたところで学校と地域の連携をどのような形で進めて行くのかについて、区で具体的に議論し検討する。

c 学校の施設収容面での制約等

- ・大正区の場合、通学区域に居住する児童生徒だけで教室不足になり、収容対策が必要になる可能性のある学校があり、希望者が受け入れ人数を超える場合は、抽選により就学者を決定せざるをえず、結果として、子どもや保護者の学校選択の希望が叶わない場合が生じる。
- ・学校選択の結果、特定の学校に児童生徒が集中することなどにより、学校間で児童生徒数の偏りが生じることが、他都市の事例で見受けられる。大正区では、学校の施設収容面での制約があること、また受け入れ可能な学級数は、必ず入学を保障する通学区域内の就学予定の児童生徒の学級数に1学級分の増加を上限とすることにより、特定の学校への過度な集中は、一定抑制できると考える。

【学校選択制のその他の課題について】

(風評等による学校選択)

- ・適切な判断をしてもらえるよう、子どもや保護者にタイムリーに、詳しく正確な情報を提供する。
- ・希望調査の結果等の公表にあたっては、例えば、その学校の通学区域の児童生徒が、通学区域外の学校を選択希望した状況等については、配慮する等、公表の仕方に工夫する。

④学校選択のための情報提供

区広報紙への掲載や区ホームページ、区内掲示板への掲示等を行うほか、学校ホームページの充実などを活用していく。